

種類	請求期間	手続きに必要なもの											窓口	
		印鑑	印鑑 証明書	住民票	戸籍 謄本	戸籍 抄本	除籍 謄本	除籍 抄本	死亡 診断書	死亡者の 年金手帳	保険 証書	その他		
死亡届	7日以内	●							●					市区町村
国民年金	死亡一時金(申請)	2年以内	●	●	●	●					●			市区町村
	寡婦年金(申請)	5年以内	●		●	●					●		振込を受取る 金融機関名と口座番号	
	遺族基礎年金(申請)	5年以内	●		●	●				●	●			
厚生年金	遺族厚生年金(申請)	5年以内	●		●	●				●	●		年金事務所	
健康保険 (社会保険)	埋葬料・埋葬費(申請)	2年以内	●									●	事業主の証明 または 事業主の証明または 死亡を証明する書類	健康保険組合 または 協会けんぽ
	家族埋葬料(申請)		●									●		
国民健康保険	葬祭費(申請)	2年以内	●									●	死亡を証明する書類	市区町村
労災保険	葬祭料(申請)	2年以内	●		●	●				●				労働基準 監督署
	遺族共済年金・一時金(申請)	5年以内	●		●	●				●				
共済年金	遺族共済年金(申請)	3年以内	●		●	●				●	●		各共済にお問合せ	共済組合
生命保険	保険金(申請)	5年以内	●	●			●		●	●		●	最終支払保険の領収書他	保険会社
簡易保険	保険金(申請)	5年以内	●			●			●	●		●	領収書	郵便局
相続税(申告)		10ヵ月以内	●	●	●	●		●					※1	税務署
所得税(準確定申告)		4ヵ月以内	●										毎年の中告者(被相続人他)	税務署
預貯金(名義変更)			●	●		●		●					依頼書、遺産分割協議書、 預貯金証書	銀行など
不動産(名義変更)			●	●	●	●		●					※2	地方法務局
自動車(名義変更)			●	●	●	●		●					※3	陸運事務所
電話(名義変更)			●		●	●							電話加入権継承届	電話会社
電気・ガス・水道(名義変更)			●											各会社
株券(株式)・社債・国債(名義変更)			●			●							名義書換請求書	会社・証券会社 など
会社役員の死亡(役員の変更登記)		2週間以内	●	●					●				取締役会議事録、株主総会 議事録(社員総会議事録)	会社・法務局
営業許可申請(営業継承または免許申請)			●										※4	保健所

※1 被相続人の履歴書、遺産分割協議書の写し、固定資産税評価証明書、遺言書(ある場合)写し、預貯金などの残高証明書

※2 所有権移転(保存)、登記申請書、徐住民表(被相続人)、固定資産課税台帳登録証明書、遺産分割協議書 他

※3 移転登録申請書、自動車検査証、自動車検査記入申請書(遺産分割協議書)

※4 酒類販売、飲食店、旅館、環境衛生、食品製造、薬局、建設業など